

# 志布志市健全化判断比率等を公表します

## 実質赤字比率・連結実質赤字比率 ※志布志市はありません

1年の間に入ってきた金額（歳入）より使った金額（歳出）が多い場合、その余計に使った額が赤字となる。  
一般会計のみの赤字の有無を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すものです。これらの比率が高いほど、財政運営が深刻な状況となります。  
志布志市は一般会計において実質収支は黒字であり、実質赤字は生じておらず、実質赤字比率はありません。

## 連結実質赤字比率 ※志布志市はありません

市のすべての会計を連結して市全体としての赤字の有無を指標化し、市全体における収支が健全かどうか把握しようとするものです。  
志布志市は、全ての会計において実質収支は黒字であり、実質赤字は生じておらず、連結実質赤字比率はありません。

## 実質公債費比率 10.1%

その年度の歳出に占める公債費（借金）や公債費に準ずるものの割合を指標化し、資金繰りの程度を示すものです。  
この数値が前年度より高くなると、その分、他の歳出を削らなければ支払えないということになります。  
よって、財政の弾力性が低下し、他の経費削減をしないと収支が悪化し、赤字団体になる可能性が高まります。

## 将来負担比率 73.7%

一般会計における公債費（借金）や損失補償を行っている第三セクター等に係るものを含め、市が将来的に支払っていく可能性のある実質的な負債額の割合を示す指標です。  
この比率が高い場合、市の財政規模に比べて将来負担が大きいくということになり、将来財政運営を圧迫する可能性があります。

## 資金不足比率 ※志布志市はありません

公営企業の資金不足（赤字）を料金収入と比較して指標化し、経営状況の悪化の度合いを示すものです。  
公営企業ごとに算定し、経営状況を判断します。  
公営企業会計に資金不足（赤字）があり経営状況が悪化すれば、市としてその赤字に対処しなければならず、市の負担も増大することになり、財政運営に大きな影響を与えることとなります。  
この比率が高くなるほど、料金収入等により赤字を解消することが難しくなるので、経営状況に問題があることとなります。

健全化判断比率及び資金不足比率の対象となった会計は下表のとおりです。志布志市の平成19年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率は、早期健全化基準及び経営健全化基準をすべて下回っています。また、下表参考資料の県内18市、県内市町村及び全国市町村のすべての平均値も下回っています。

しかし、すべての基準及び全国平均値等を下回っているからといって志布志市の財政状況が厳しいことには変わりなく、これからも行財政改革を推進し、健全な財政運営を図っていく必要があります。

| 会計等                  | 健全化判断比率 |         | 資金不足比率  |         |
|----------------------|---------|---------|---------|---------|
|                      | 早期健全化基準 | 経営健全化基準 | 早期健全化基準 | 経営健全化基準 |
| 一般会計等                | -       | -       | -       | -       |
| 志布志市においては一般会計のみ      | -       | -       | -       | -       |
| 公営事業会計               | -       | -       | -       | -       |
| ①国民健康保険特別会計          | -       | -       | -       | -       |
| ②介護保険特別会計            | -       | -       | -       | -       |
| ③老人保健特別会計            | -       | -       | -       | -       |
| 公営企業会計               | -       | -       | -       | -       |
| ①水道事業会計              | -       | -       | -       | -       |
| ②下水道管理特別会計           | -       | -       | -       | -       |
| ③公共下水道事業特別会計         | -       | -       | -       | -       |
| ④国民宿舎特別会計            | -       | -       | -       | -       |
| ⑤曾於地域公設地方卸売市場管理組合会計  | -       | -       | -       | -       |
| 一部事務組合・広域連合          | -       | -       | -       | -       |
| ①大隅曾於地区消防組合          | -       | -       | -       | -       |
| ②曾於南部厚生事務組合          | -       | -       | -       | -       |
| ③曾於北部衛生処理組合          | -       | -       | -       | -       |
| ④鹿児島市町村総合事務組合        | -       | -       | -       | -       |
| ⑤鹿児島県後期高齢者医療広域連合     | -       | -       | -       | -       |
| ⑥曾於地区介護保険組合          | -       | -       | -       | -       |
| 地方公社・第三セクター等         | -       | -       | -       | -       |
| ①志布志市土地開発公社          | -       | -       | -       | -       |
| ②櫛志布志まちづくり公社         | -       | -       | -       | -       |
| ③財志布志市農業公社           | -       | -       | -       | -       |
| ④南九州青果㈱              | -       | -       | -       | -       |
| ⑤曾於東部土地改良区           | -       | -       | -       | -       |
| 平成19年度志布志市           | -       | -       | 10.1    | 73.7    |
| 早期健全化基準（イエローカード）     | 13.2    | 18.2    | 25.0    | 350.0   |
| ※資金不足比率については、経営健全化基準 | -       | -       | -       | -       |
| 財政再生基準（レッドカード）       | 20.0    | 40.0    | 35.0    | -       |
| ※参考資料（総務省公表暫定値）      | -       | -       | -       | -       |
| 県内18市の平均値            | -       | -       | 15.4    | 121.9   |
| 県内市町村の平均値            | -       | -       | 16.5    | 121.6   |
| 全国市町村の平均値            | -       | -       | 12.3    | 110.4   |

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定に基づき、志布志市の健全化判断比率及び資金不足比率を公表します。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下、「財政健全化法」という。）が平成19年6月に公布され、この法律により、地方公共団体は毎年度決算に基づき健全化判断比率（「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」）の4指標と公営企業ごとの「資金不足比率」を算定し、監査委員の審査を受けたうえで議会に報告し、公表することとなりました。このことから今回、志布志市の健全化判断比率及び資金不足比率の算定結果について公表します。

**「財政健全化法」って何だろう？**

財政健全化法とは、北海道夕張市のような地方公共団体の財政破たんを未然に防ぐため、国が一早期健全化段階（イエローカード）、「財政再生段階（レッドカード）」の2段階で地方公共団体の財政悪化をチェックすることにより、財政状況の改善を早期に促すための法律です。

**「財政破たん」って何だろう？**

赤字額が標準的な財政規模の一定割合を超えた状態を言います。破たんすると、国の関与のもと再建することとなり、市民サービスの低下や市税や公共料金などの引き上げをせざるを得なくなり、市民生活に大きな影響を及ぼすこととなります。

**「どうやって健全度を判断するの？」**

財政健全化法により、普通会計と公営事業会計や第三セクター等を含めた市の財政運営に影響を及ぼす可能性のあるすべての会計を対象に「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」及び「将来負担比率」の4指標と公営企業会計ごとの「資金不足比率」を用いてそれぞれの基準により判断します。

**基準を超えるってどうなるの？**

**早期健全化基準を超えた場合**

自主的な改善努力による財政の健全化を図ることになります。財政健全化計画を策定し、外部監査の実施が義務付けられます。

**財政再生基準を超えた場合**

財政再生団体となり、国の管理のもと財政の再生を図ることになります。国の同意がないと借金ができない等色々な制約が課せられます。

早期健全化と同様に財政再生計画を策定し、外部監査の実施が義務付けられます。

**経営健全化基準を超えた場合**

公営企業ごとに経営健全化計画を策定し、自主的かつ計画的に経営の健全化を図ることとなります。

各計画策定後は、議会の議決を経て公表し、県知事へ報告することとなります。

**それぞれの計画を作ったあとはどうするの？**

計画の実施状況は毎年公表されます。取り組みが不十分な場合は、国または県が、地方公共団体に対し必要な勧告を行うこととなります。地方公共団体に対し予算や計画の変更などの措置を講ずるよう勧告し、より強く財政運営に関与することになります。

